

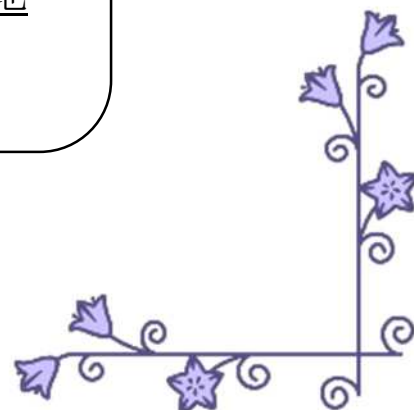
ご遺族のための
おくやみハンドブック
～死亡届に伴う手続きについて～

本庄市役所 本庄3丁目5番3号

☎0495-25-1111

児玉総合支所 児玉町八幡山368番地

☎0495-72-1331



目 次

●市役所内での手続き

フロア案内図（本庁）	2 ページ
フロア案内図（児玉総合支所）	4 ページ
1. 住民記録に関する手続き	5 ページ
国民年金に関する手続き	6 ページ
2. (1) 国民健康保険に関する手続き	7 ページ
(2) 後期高齢者医療制度に関する手続き	8 ページ
3. 税金に関する手続き	9 ページ
4. 障害者手帳等に関する手続き	11 ページ
5. 高齢者福祉事業に関する手続き	12 ページ
6. 介護保険に関する手続き	12 ページ
7. 長期優良住宅に関する手続き	13 ページ
8. 子育てに関する手続き	13 ページ
9. 市営住宅に関する手続き	14 ページ
10. 農地に関する手続き	14 ページ
11. 飼い犬に関する手続き	15 ページ
12. 森林に関する手続き	15 ページ
13. 下水道に関する手続き	16 ページ
14. 水道に関する手続き	16 ページ

●証明書の取得について

住民票・除票	17 ページ
印鑑登録証明書・戸籍に関する証明	18 ページ
届書記載事項証明書・税務証明書（評価証明書等）	19 ページ

●各種様式

委任状	20 ページ
郵送による戸籍の請求書	21 ページ
相続人代表者指定届	22 ページ

●お知らせ

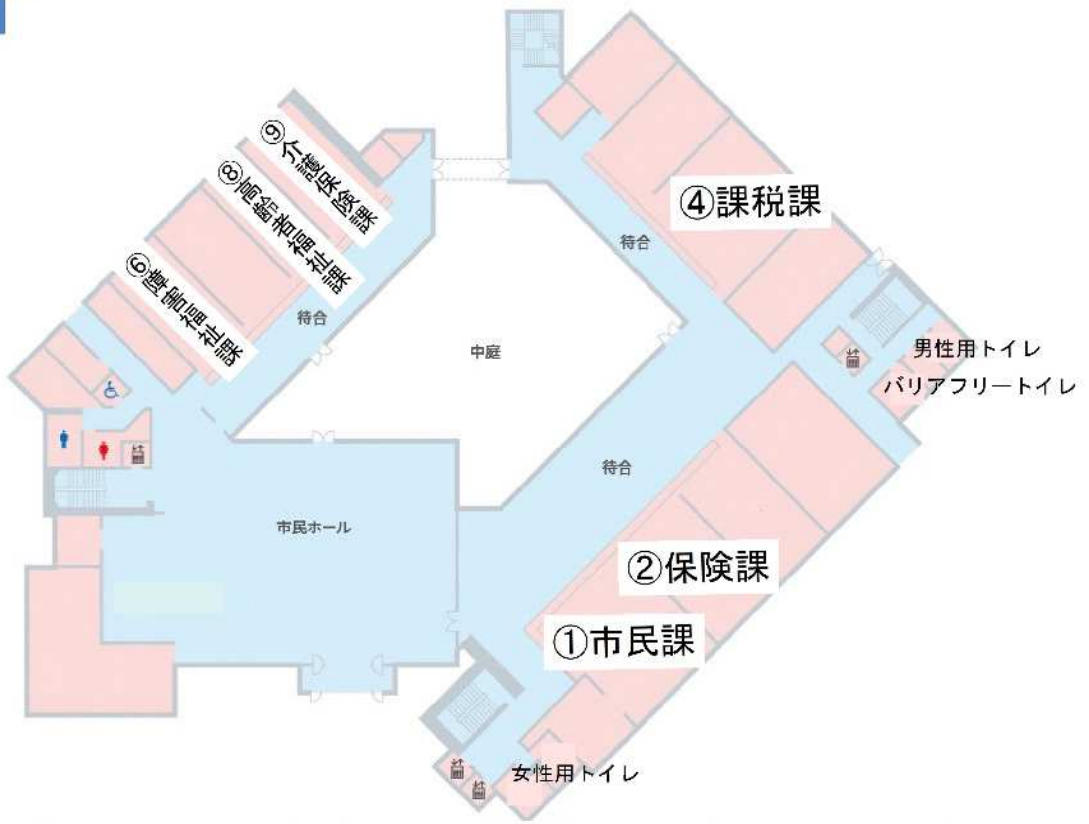
市民相談について	23 ページ
不動産登記・家屋の譲渡について	24 ページ
相続に関する登記についての相談	25 ページ

状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。
詳細につきましては、担当課窓口へお問い合わせください。

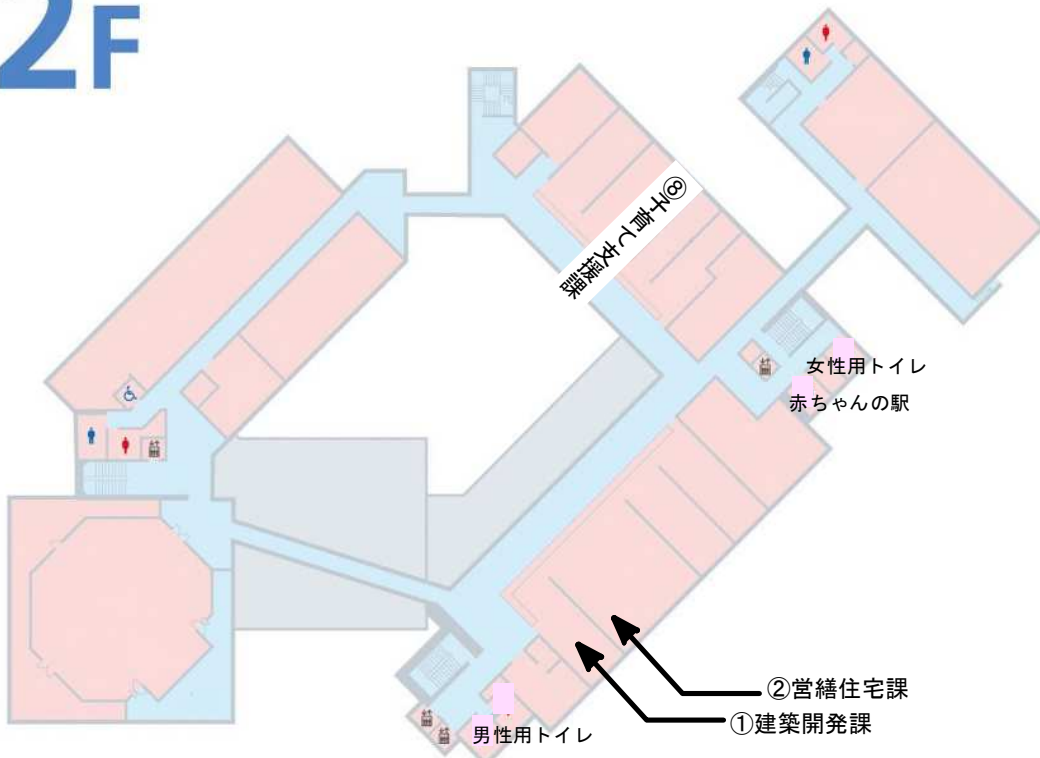


<本庄市役所フロア案内図>

1F

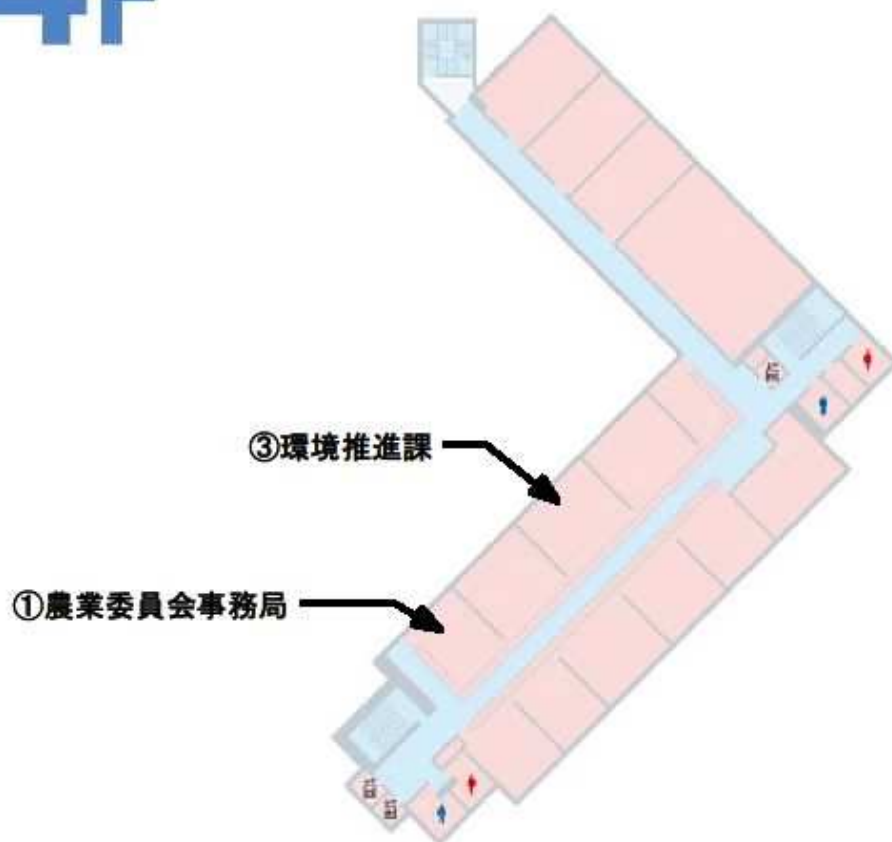


2F



<本庄市役所フロア案内図>

4F



<児玉総合支所フロア案内図>

1 階



2 階



< 1. 住民記録に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出義務者・必要なもの等	担当課
☐	世帯主が亡くなり、残りの世帯員に15歳以上の方が2名以上いる場合	世帯主の変更 ※14日以内に届け出をしてください。	◆届出義務者 新しく世帯主になる方 ◆必要なもの ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・委任状(新しく世帯主になる人以外が手続きをする場合)	本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図) ①市民課 市民係 TEL: 0495-25-1113 児玉総合支所 1階
☐	印鑑登録をしている方が亡くなられた場合	印鑑登録証の返納 ※登録は自動的に廃止されます。	◆届出人 相続人、親族等 ◆必要なもの ・亡くなられた方の印鑑登録証 ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	(P4支所フロア案内図) 1支所市民福祉課 市民税務係 TEL: 0495-72-1333
※	マイナンバーカードをお持ちの方が亡くなられた場合、マイナンバーカードの返納は不要です。(機能は自動的に廃止されます。)			
☐	パスポートをお持ちの方が亡くなられた場合	パスポートの返納	◆必要なもの 1. 名義人が亡くなられたことがわかる書類(死亡診断書のコピー等) 2. 亡くなられた方のパスポート 3. 届出人の本人確認書類 ※パスポートの有効期間が切れている場合は、上記2のみ	本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図) ①市民課 庶務係 TEL: 0495-25-1113
☐	国民年金に加入、または受給している方が亡くなられた場合	手続きの内容については、次ページ「国民年金に関する手続きについて」をご確認いただくか、右記の担当課へお問い合わせください。		本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図) ①市民課 国民年金係 TEL: 0495-25-1114 児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図) 1支所市民福祉課 市民税務係 TEL: 0495-72-1333

国民年金に関する手続きについて

<国民年金に加入中の方が亡くなられた場合→手続きが必要な場合があります>

本庁市民課国民年金係又は支所市民福祉課市民税務係の窓口へお越しください。

<国民年金のみを受給されている方が亡くなられた場合→市役所で手続きができます>

本庁市民課国民年金係又は支所市民福祉課市民税務係で死亡届の提出（全員共通）及び未支給年金請求の手続き（亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族がいる場合のみ）をしてください。

- ・未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受給していない年金や、亡くなられた日より後に振込みされた年金のうち、亡くなられた月分までの年金のことをいいます。亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族が受給することができます。
- ・未支給年金の請求ができる方及び請求順位
→亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族の中で、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等以内の親族の順です。

★お持ちいただくもの

- ①請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ②亡くなられた方の年金証書
- ③請求者名義の預貯金通帳
- ④請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載のもの）
- ⑤亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄（抄）本または【公的年金用】戸籍一部事項証明等
- ⑥亡くなられた方の死亡の事実がわかる書類（例）死亡診断書のコピーなど
- ⑦亡くなられた方と請求者の住民票上の住所が異なる場合は『生計同一関係に関する申立書』
（申立書は市民課国民年金係及び支所市民福祉課市民税務係の窓口にあります。）

※請求者以外の方が窓口で手続きをする場合には「委任状」が必要です。

※死亡届のみの場合は①②⑥、未支給年金請求の場合は①②③④⑤⑥（⑦）をお持ちください。なお、⑥は省略できる場合があります。また、年金証書を紛失した場合は、手続きの際にその旨申し出てください。

※未支給年金請求をする場合、請求者の個人番号（マイナンバー）を記載することにより、上記の④⑤の書類を省略できる場合があります。その際は、マイナンバーカードを提示してください。マイナンバーカードを持っていない場合は下記の（1）と（2）を提示してください。

（1）マイナンバーが確認できる書類：通知カード※、個人番号の表示がある住民票の写しなど

（2）身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※通知カードについては、当カードに記載の氏名や住所等が住民票と一致している場合のみ使用可。

<上記以外の場合 → 下記のとおり年金事務所及び共済組合での手続きとなります>

受給年金	手続き先	手続き方法	問い合わせ先
厚生年金のみ	年金事務所	手続き方法については、手続き内容及び必要書類等を含め、右記の問い合わせ先へご確認ください。	<国民年金及び厚生年金について> 熊谷年金事務所 (048-522-5012) 又は ねんきんダイヤル (0570-05-1165)
国民年金+厚生年金			
共済年金のみ	共済組合	<共済年金について> 各共済組合 (共済年金の種類によって異なりますので、証書や振込通知書等でご確認ください)	
国民年金または厚生年金+共済年金	年金事務所 又は共済組合		
国民年金+厚生年金+共済年金	年金事務所 又は共済組合		

< 2. (1) 国民健康保険に関する手続き >



☑	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合	資格確認書等の返還	<p>◆届出人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員または親族 <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」(交付されている場合) 	<p>本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図)</p> <p>②保険課 国保係 TEL: 0495-25-1116</p> <p>児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課</p>
☐	国民健康保険に加入している世帯の世帯主が亡くなられた場合	世帯主変更 ※14日以内に届け出をしてください。	<p>◆届出人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい世帯主または世帯員 <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」(交付されている場合) 	<p>保険子育て係 TEL: 0495-71-5889</p>
☐	国民健康保険に加入している方の葬祭を行った場合 ※時効は葬祭を行った日の翌日から2年です。	葬祭費の支給 ※郵送による手続きもできます。詳しくは担当課へお問い合わせください。	<p>◆届出人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭を行った方 <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等) ・葬祭を行ったことがわかる資料(会葬礼状、葬儀の領収書等) <p>※上記の他、委任状や申立書の書類が必要になる場合があります。</p>	

< 2. (2) 後期高齢者医療制度に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなった場合	資格確認書等の返還 ※郵送による手続きもできません。詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆届出人 ・相続人代表者 ◆必要なもの ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・「特定疾病療養受療証」(交付されている場合)	本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図) ②保険課 高齢者医療係 TEL: 0495-25-1245 児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図)
☐	後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなった場合	高額療養費等に関する手続き ※郵送による手続きもできません。詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆届出人 ・相続人代表者 ◆必要なもの ・相続人代表者の印鑑(朱肉を使うもの) ・相続人代表者の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)	1支所市民福祉課 保険子育て係 TEL: 0495-71-5889
☐	後期高齢者医療制度に加入している方の葬祭を行った場合 ※時効は葬祭を行った日の翌日から2年です。	葬祭費の支給 ※郵送による手続きもできません。詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆届出人 葬祭を行った方 ◆必要なもの ・葬祭を行った方の印鑑(朱肉を使うもの) ・葬祭を行った方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等) ・葬祭を行ったことがわかる資料(会葬礼状、葬儀の領収書等) ※上記の他、委任状や申立書の書類が必要になる場合があります。	

< 3. 税金に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	市民税・県民税が課税されている方が亡くなられた場合	<p>相続人代表者の届出</p> <p>※相続人の中から、市税関係書類（納税通知書等）を受領する代表者を定めていただく必要があります。</p>	<p>◆届出人 ・相続人</p> <p>◆必要なもの ・相続人代表者指定届出書（別添P.22） ・相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p>	<p>本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図)</p> <p>④課税課 市民税係 TEL：0495-25-1123</p> <p>児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課 市民税務係 TEL：0495-72-1333</p>
☐	固定資産（土地・家屋）をお持ちの方が亡くなられた場合	<p>相続人代表者の届出</p> <p>※相続人の中から、市税関係書類（納税通知書等）を受領する代表者を定めていただく必要があります。</p>	<p>◆届出人 ・相続人</p> <p>◆必要なもの ・相続人代表者指定届出書（別添P.22） ・相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p>	<p>本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図)</p> <p>④課税課 資産税土地係 資産税家屋係 TEL：0495-25-1121</p> <p>児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課 市民税務係 TEL：0495-72-1333</p>
☐	軽自動車（原動付自転車、小型特殊自動車（農耕用等）、バイク、軽自動車（四輪）等）をお持ちの方が亡くなられた場合	<p>相続人代表者の届出</p> <p>※相続人の中から、市税関係書類（納税通知書等）を受領する代表者を定めていただく必要があります。</p>	<p>◆届出人 ・相続人</p> <p>◆必要なもの ・相続人代表者指定届出書（別添P.22） ・相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p>	<p>本庄市役所 1階 (P2本庁フロア案内図)</p> <p>④課税課 諸税係 TEL：0495-25-1122</p> <p>児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課 市民税務係 TEL：0495-72-1333</p>

□	<p>原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用等）等本庄市の標識（ナンバー）の付いた車両をお持ちの方が亡くなられた場合</p>	<p>本庄市又は児玉町ナンバーの原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用等）等本庄市の標識（ナンバー）の付いた車両の名義変更・廃車手続き</p>	<p>◆届出人 ・相続人 （相続人代表者指定届出書により指定いただいた相続人代表者以外の方場合は、亡くなられた方と相続人の方との関係性がわかる戸籍謄本等）</p> <p>◆必要なもの ・本庄市又は児玉町のナンバープレート ・標識交付証明書（登録時に交付した証明書） ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）</p>	<p>本庄市役所 1階 （P2本庁フロア案内図） ④課税課 諸税係 TEL：0495-25-1122</p> <p>児玉総合支所 1階 （P4支所フロア案内図） 1支所市民福祉課 市民税務係 TEL：0495-72-1333</p>
□	<p>軽自動車（三輪・四輪）、バイク（125cc超）等をお持ちの方が亡くなられた場合</p>	<p>軽自動車（三輪・四輪）、バイク（125cc超）等、の名義変更・廃車手続き</p>	<p>・軽自動車（三輪、四輪） 定置場を管轄する軽自動車検査協会へお問い合わせください。</p> <p>・バイク（125cc超） 定置場を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所へお問い合わせください。</p>	<p>○軽自動車（三輪、四輪） （参考）本庄市を管轄する取扱い窓口：軽自動車検査協会 住所：熊谷市新堀字北原 960-2 TEL：050-3816-3112 軽自動車検査協会 手続き 検索 </p> <p>○バイク（125cc超） （参考）本庄市を管轄する取扱い窓口：熊谷自動車検査登録事務所 住所：熊谷市御稜威ヶ原 701-4 TEL：050-5540-2027 関東運輸局 二輪手続き 検索 </p>

< 4. 障害者手帳等に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの等	担当課
☐	障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方または申請中の方が亡くなられた場合	手帳の返還	◆届出人 ・相続人（代理可） ◆必要なもの ・障害者手帳	本庄市役所 1階 （P2本庁フロア案内図） ⑥障害福祉課 援護係・給付係 TEL：0495-25-1125 Fax：0495-23-1963
☐	自立支援医療受給者証をお持ちの方または申請中の方が亡くなられた場合	受給者証の返還	◆届出人 ・相続人（代理可） ◆必要なもの ・自立支援医療受給者証	児玉総合支所 1階 （P4支所フロア案内図） 1支所市民福祉課
☐	障害福祉サービスを利用中の方がなくなられた場合	受給者証の返還	◆届出人 ・相続人（代理可） ◆必要なもの 障害福祉サービス受給者証 障害児通所受給者証	福祉係 TEL：0495-71-5889
☐	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方または申請中の方が亡くなられた場合	受給者証の返還 振込口座の変更	◆届出人 ・相続人（代理可） ◆必要なもの ・重度心身障害者医療費受給者証 ・相続人の預金通帳	
☐	燃料費助成・福祉タクシー券・各種障害者手当を受給していた方が亡くなられた場合	喪失届の提出	◆届出人 ・相続人（代理可） ◆必要なもの ・相続人の預金通帳	

< 5. 高齢者福祉事業に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの等	担当課
<input type="checkbox"/>	要介護高齢者介護手当対象者が亡くなられた場合	<p>受給取消の手続き</p> <p>※郵送・電子申請でも手続きできます。</p>	<p>◆届出人</p> <p>・ご遺族の方</p>	<p>本庄市役所 1階</p> <p>(P 2 本庁フロア案内図)</p> <p>⑧高齢者福祉課</p> <p>長寿いきがい係</p> <p>TEL : 0495-25-1722</p>
<input type="checkbox"/>	要介護者紙おむつサービスを利用している方が亡くなられた場合	<p>サービス中止の手続き</p> <p>※郵送・電子申請でも手続きできます。</p>	<p>◆届出人</p> <p>・ご遺族の方</p>	<p>児玉総合支所 1階</p> <p>(P 4 支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課</p> <p>福祉係</p> <p>TEL : 0495-71-5889</p>

< 6. 介護保険に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続きの内容	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	<p>65歳以上の方(本庄市の住所地特例施設に入所しており、他市町村が保険者である方を除く。)が亡くなられた場合</p> <p>または、40歳～64歳で要介護・要支援認定を受けている方が亡くなられた場合</p>	<p>介護保険死亡届</p> <p>介護保険被保険者証等の返還</p>	<p>◆届出人</p> <p>・相続人・親族等</p> <p>◆必要なもの</p> <p>・介護保険死亡届(窓口備付け)</p> <p>・介護保険被保険者証(緑色)</p> <p>・相続人の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)</p> <p>※次の事項に該当する方は、以下に記載する証書の返還も必要となります。</p> <p><u>【要介護・要支援認定を受けている方】</u></p> <p>・介護保険負担割合証(黄色)</p> <p><u>【介護保険負担限度額認定を受けている方】</u></p> <p>・介護保険負担限度額認定証(水色)</p>	<p>本庄市役所 1階</p> <p>(P 2 本庁フロア案内図)</p> <p>⑨介護保険課</p> <p>介護業務係</p> <p>TEL : 0495-25-1719</p> <p>児玉総合支所 1階</p> <p>(P 4 支所フロア案内図)</p> <p>1支所市民福祉課</p> <p>福祉係</p> <p>TEL : 0495-71-5889</p>

< 7. 長期優良住宅に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	長期優良住宅の計画の認定を受けた方が亡くなった場合	地位の承継の承認申請 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆申請者 ・一般承継人 ◆必要なもの ・承認申請書 (2部) ・認定通知書の写し (2部) ・登記事項証明書の写し (2部) (権利の承継を証明する書類) ・委任状 (2部) (第三者に申請を委任する場合) ・手数料 : 2,200円	本庄市役所 2階 (P2本庁フロア案内図) ①建築開発課 建築指導係 TEL : 0495-25-1140

< 8. 子育てに関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	届出義務者	手続き内容・持ち物	担当課
☐	児童手当を受給している方が亡くなった場合	受給者の変更 ※配偶者が亡くなった事で、児童扶養手当・ひとり親医療を受給できる場合があります。	◆届出人 ・新しく受給する方 ◆必要なもの ・マイナンバーカード ・振込口座の通帳等 (未支給分がある場合、こどもの口座の通帳も必要) ・新規認定に必要な書類 (詳細はお問い合わせください。) ◆届出期限 ・受給者が亡くなった日から15日以内	本庄市役所 2階 (P2本庁フロア案内図) ⑧子育て支援課 給付係 TEL : 0495-25-1130 児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図) 1支所市民福祉課 保険子育て係 TEL : 0495-71-5889
☐	子ども医療費を受給している方が亡くなった場合	受給者の変更 ※配偶者が亡くなった事で、児童扶養手当・ひとり親医療を受給できる場合があります。	◆届出人 ・新しく受給する方 ◆必要なもの ・マイナンバーカード ・受給資格証 ・振込口座の通帳等 ・健康保険の内容がわかるもの (新たな受給者、こども) ◆届出期限 ・受給者が亡くなった日から15日以内	

<input type="checkbox"/>	その他の子育てに関する手当等を受給している方が亡くなられた場合	受給者の変更	<p>◆届出人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しく受給する方 <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各手当等の証書 ・振込口座の通帳等 ・新規認定に必要な書類 (詳細はお問い合わせください。) 	
--------------------------	---------------------------------	--------	---	--

< 9. 市営住宅に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居している方が亡くなられた場合	必要な手続きについて説明しますので、担当課へお越してください。		本庄市役所 2階 (P2本庁フロア案内図) ②営繕住宅課 住宅係 TEL: 0495-25-1141

< 10. 農地に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	農地を所有している方が亡くなられた場合 ※法務局にて所有権移転がお済みになりましたら、こちらの手続きをお願いいたします。	農地の所有者の変更 ※郵送でも手続きできます。詳しくは担当課へお問い合わせください。	<p>◆届出人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を相続された方 <p>◆必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出書 ・相続したことが確認できる書類(法務局で交付される登記完了証や土地登記事項証明書等) 	本庄市役所 4階 (P3本庁フロア案内図) ①農業委員会事務局 農地調整係 TEL: 0495-25-1179

< 1 1. 飼い犬に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	犬の飼い主として登録している方が亡くなられた場合	犬の登録事項変更届の提出 ※電話での受付も可能です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆届出人 ・新しい飼い主 ◆必要なもの ・犬の登録番号(鑑札)や狂犬病予防注射の番号がわかるもの	本庄市役所 4階 (P3本庁フロア案内図) ③環境推進課 環境保全係 TEL: 0495-25-1173 児玉総合支所 2階 (P4支所フロア案内図) 2支所環境産業課 TEL: 0495-72-1334

< 1 2. 森林に関する手続き >

☑	手続きが必要な場合	手続き内容	届出人・必要なもの	担当課
☐	地域森林計画の対象となっている森林を所有している方が亡くなられた場合	森林の土地の所有者届出書の提出	◆申請者 ・新たに土地を取得した方 ◆必要なもの ・森林の土地の所有者届出書 ・土地の位置を示す図面(様式・縮尺は任意、該当地及び周辺の状況がわかるもの) ・土地の権利を取得したことが分かる書類(写しも可) 【例】 登記事項証明書 土地売買契約書 遺産分割協議書等 ・委任状(新たに森林の所有者となった方以外が届出を行なう場合) ◆届出期限 ・土地の所有者となった日から90日以内	児玉総合支所 2階 (P4支所フロア案内図) 2支所環境産業課 TEL: 0495-72-1334

< 13. 下水道に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	農業集落排水を使用している方が亡くなられた場合	人数変動届 ※電話でも手続きできる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。	◆必要なもの ・人数の変動が確認できる書類	水道庁舎 1階 経営管理課 下水道経営係 TEL : 0495-25-1146

< 14. 水道に関する手続き >

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きが必要な場合	手続きの内容	届出人・必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	水道を使用している方(水道契約者)が亡くなられた場合	水道の使用休止 水道の使用者の変更 ※電話での手続きも可能です。詳しくは担当課までお問い合わせください。	◆届出人 ・ご親族の方 ◆必要なもの ・水道使用者名 ・水道使用場所	水道庁舎 1階 経営管理課 水道経営係 TEL : 0495-22-2151 ※以下の窓口でも、お手続きが可能です。 児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図) 水道料金窓口
<input type="checkbox"/>	給水装置を所有している方が亡くなられた場合	給水装置所有者の変更	◆届出人 ・新しく給水装置の所有者となる方 ◆必要なもの ・新所有者の認印 ・所有者の変更が確認できる書類(亡くなられた方及び新所有者の戸籍謄本の写しなど)	水道庁舎 1階 経営管理課 水道経営係 TEL : 0495-22-2151 ※以下の窓口でも、お手続きが可能です。 児玉総合支所 1階 (P4支所フロア案内図) 水道料金窓口

水道庁舎 住所：本庄市千代田3丁目4番5号

<証明書の取得について>

証明書の取得には**本人確認書類**が必要になります。

代理の方がお手続きされる場合は委任状（P20）が必要になります。

自署が困難な方には代理人とは別に代筆者を立てて、委任状をご用意いただく場合がございますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。



本人確認書類

官公署発行の顔写真付き証明書 1点（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート 等）

上記以外の証明書 2点（保険証・資格確認書・介護保険証・年金手帳・年金証書または基礎年金番号通知書 等）

住民票の写し		担当課 市民課 Tel. 0495-25-1113 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類	・個人 ・世帯全員 200円	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡後の手続きで世帯主変更が必要な場合は、世帯主変更届出後でないと、住民票の写しの発行は出来ません。 ●住民票の写しは、本人もしくは同一世帯の方でないとお取りすることが出来ません。 代理（同住所別世帯の方含む）で来庁される場合は、委任状をご用意ください。（P20） ●マイナンバー入りの住民票の写しをご請求いただく場合は、提出先や使用目的を確認させていただきます。 代理で取得される場合は、後日ご本人様宛に郵送いたします。

除票（亡くなられた方の住民票）の写し		担当課 市民課 Tel. 0495-25-1113 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類	200円	<ul style="list-style-type: none"> ●相続人などの利害関係人のみ請求できます。 また、取得の際には提出先や使用目的、続柄等を確認させていただきます。 ●死亡届を他市町村に提出された場合、死亡の記載に数日かかる場合がございます。 ●除票にマイナンバーを記載することは出来ません。

印鑑登録証明書		担当課 市民課 Tel. 0495-25-1113 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類 ◆印鑑登録証明書 (カード)	200円 ・再登録の費用 300円	●印鑑登録証明書を発行する場合は印鑑登録証(カード)をお持ちください。 <u>登録があってもカードが無い場合は発行できませんのでご注意ください。</u> ●印鑑の登録(再登録)をご希望される方は、事前に担当課へお問い合わせください。即日登録出来る場合と照会書を送し、後日登録の場合があります。

戸籍に関する証明書		担当課 市民課 Tel. 0495-25-1113 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍証明書 全部(謄本) ・戸籍証明書 個人(抄本) 450円	●戸籍証明書個人、除籍証明書個人、除籍抄本、附票は、本籍地のある市区町村へご請求ください。 ●亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要になります。(別添P20) 上記以外の方が相続人として手続きされる場合、相続人であることが確認できる資料をお持ちいただく場合があります。 ●各お手続きでどのような戸籍が必要かは提出先によって異なりますので、ご確認いただいてからご請求ください。 例) 出生から死亡までの一連の戸籍など ● <u>死亡届を提出されてから、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。</u> また、本籍地以外の市区町村に死亡の届出をされますと、通常よりも更にお時間がかかります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍証明書 全部(謄本) ・除籍証明書 個人(抄本) 750円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・除籍謄本、改製原戸籍謄本 ・除籍抄本、改製原戸籍抄本 750円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・附票 200円	

届書記載事項証明書・届書等情報内容証明書 (死亡診断書の写し)		担当課 市民課 Tel. 0495-25-1113 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類	350円	<ul style="list-style-type: none"> ●民間の生命保険や年金の手続きなどについては、市役所へ届出いただく前にお取りいただいた死亡届(死亡診断書)のコピーでお手続き可能な場合があります。 ●民営化前の郵便局の簡易生命保険支払請求など、法令などに定められた手続きにおいて使用する場合のみ請求できるため、事前に市民課もしくは支所市民福祉課までお問い合わせください。(また、必要書類については、使用する手続きにより異なるため、問い合わせ時にお尋ねください。) ●本籍地のある市町村又は届出地へご請求ください。

税務証明書(評価証明書等)		担当課 課税課 Tel. 0495-25-1122 支所市民福祉課 Tel. 0495-72-1333
必要なもの	金額	留意事項
◆本人確認書類	200円	●相続人代表者指定届出書により指定いただいた相続人代表者以外が取得する場合は、亡くなられた方と相続人の方との関係性がわかる戸籍謄本等をお持ちください。

～マイナンバーカードをお持ちの方へ～

コンビニ等で住民票等が取得できます。一部、窓口よりもお安くなりますのでご利用ください。

利用できる店舗 マルチコピー機を設置しているセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン等の全国の店舗でご利用できます。

利用するには マイナンバーカード(有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)が必要です。暗証番号(数字4ケタ)を入力します。

利用できる時間 午前6時30分から午後11時まで(12月29日から1月3日、メンテナンス日を除く) ※戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは平日午前9時から午後5時まで

取得できる証明書の種類、金額

- ・住民票の写し 150円(住民票コード・マイナンバーは記載不可。また、除票の写しは交付できません。)
- ・印鑑登録証明書 150円(本庄市で印鑑登録されている方)
- ・戸籍証明書 450円 / 戸籍の附票の写し 200円
(本庄市に本籍がある方の、現在の戸籍証明書のみ。古い戸籍の証明書は交付できません。また、本庄市に住民登録のない方は、事前登録が必要です。)
- ・その他、税に関する証明書が取得できます。詳しくは税務証明書の担当課へ。

郵便による戸籍に関する証明書の請求書

この用紙と下記のことを同封して請求してください。

- ・手数料...郵便局発行の定額小為替（6か月以内のもの）または現金書留
- ・本人確認書類のコピー（氏名、現住所の記載されたもの）...運転免許証、個人番号カード等
- ・返信用封筒（切手を貼り、請求者の住民登録してある住所をお書きください）

各種証明書の料金や、ご不明な点は本籍地の市区町村へお問い合わせください。

(あて先) 長 令和 年 月 日

請求者	住所			
	ふりがな		連絡先	(屋間に連絡がつく番号を記入してください)
	氏名			
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日

必要な戸籍	本籍地	番 番地		
	筆頭者 ※亡くなられても 変わりません。	(戸籍の一番最初に書かれている方) (明・大・昭・平・令 年 月 日生)	証明に のせてほしい方	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)

必要な戸籍に記載されている方と請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 代理人※本人又は直系の方からの委任状が必要です。 <input type="checkbox"/> その他()※具体的にご記入ください。
------------------------	--

戸籍証明書	全部(謄本)	通	身分証明	通	※本人のみ請求可能です。本人以外の方が請求される場合、委任状が必要です。
	個人(抄本)	通			
除籍証明書	全部(謄本)	通	その他の証明	通	どのような証明が必要かご記入ください。 ()
	個人(抄本)	通			
改製原戸籍	全部(謄本)	通			
	個人(抄本)	通			
戸籍の附票	全部(謄本)	通			
	個人(抄本)	通			
		(どこ)から(どこ)までの住所			
※附票は原則として本籍・筆頭者の名の記載は省略されます。記載が必要な場合は以下の□に□をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 附票に本籍・筆頭者を記載する					

＜相続などで連続した戸籍が必要な場合＞		【氏名 ()】に関する			
<input type="checkbox"/> 死亡したことがわかる戸籍	通	□()から()までの戸籍	通	セツト	
<input type="checkbox"/> 出生から死亡するまでの戸籍	通	□【名 ()】と【名 ()】の関係がわかる戸籍	通		
		□その他()がわかる戸籍	通		

使用目的	※使いみち、提出先を具体的にご記入ください。 ※最近、戸籍の届出をされた方はその時期と種類、提出場所を記入してください。 (時期: 令和 年 月 日) (種類: 届) (場所:)
------	--

(注意) 偽りその他不正な手段により、取得したときは、戸籍法・住民基本台帳法の規定により30万円以下の罰金に処せられます。

相続人代表者指定届出書

年 月 日

（あて先）本庄市長

相続人代表者（申請者）

〒 ー

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 相続分 /

被相続人との続柄 （配偶者・子・その他（ ））

法人番号

被相続人に係る賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、併せて地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者の代表者とします。

キ
リ
ト
リ

（被相続人 所有者）	亡くなった方の氏名	住 所	死亡年月日	
		フリガナ		年
相続人（相続人代表者を除く。）	氏 名	住 所	被相続人との続柄	相続分
	フリガナ		配偶者・子 その他（ ）	/
	法人番号			
	フリガナ		配偶者・子 その他（ ）	/
	法人番号			
	フリガナ		配偶者・子 その他（ ）	/
	法人番号			
	フリガナ		配偶者・子 その他（ ）	/
	法人番号			

※相続人全員の署名をお願いします。ただし、相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

※市処理欄 対応職員（ ）

本人確認（免許証・マイナンバーカード・その他（ ））
軽自動車税（有・無） 市民税・県民税（有・無） 固定資産税（有・無）
口座登録（有・無） 引継ぎ（必要・不要） 納付書（済・未済・不要）
宛名登録（ ） 管理人設定（ ） 送付先（ ）

<お知らせ>

市民相談 ※事前予約制

相続手続や日常生活上で生じる問題について各種無料相談を行っています。相談日は、休日やその他の都合により変更になる場合がありますので詳しくは広報等でご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

相談の名称	相談員	実施日	時間・会場
税務相談	税理士	毎月第2火曜日	<時間> 午後1時～午後4時 <会場> 市役所1階 市民相談室 ※奇数月第4木曜日の法律相談は アスパアこだま1階相談室
法律相談	弁護士	毎月第1・第2水曜日 奇数月第4木曜日※	
	司法書士	毎月第3・第4水曜 (5・8・11・2月は第4水曜日のみ)	
年金 労働相談	社会保険労務士	偶数月第2木曜日	
不動産相談	宅地建物取引士	毎月第2金曜日	

<予約方法>

毎月20日の午前8時30分から翌月分相談の受付開始
(20日が休日の場合は翌開庁日)

先着順。予約開始日は電話予約のみ

※受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで

<注意点>

各種相談の定員は6名(1人30分)

本庄市に住民登録がある方が対象

同月に同じ相談の複数申込は不可

担当課 (予約受付)

本庄市役所 市民課

Tel : 0495-25-1113

25-1112



<お知らせ>

相続登記・住所変更登記等の申請が義務化

- ◎ 令和3年4月28日に「民法等の一部を改正する法律」が公布されました。令和6年4月1日から「相続登記」が義務化されており、令和8年4月1日から「住所等の変更登記」が義務化されました。事案が発生した場合には、速やかに登記手続を開始してください。

相続登記の義務化とは？

相続により、不動産の所有権を取得した相続人は、それを知った日から **3年以内に相続登記**を申請することが義務化されます。正当な理由がないにもかかわらず、相続登記の申請を怠った場合は、**10万円以下の過料**の対象となります。

住所等の変更登記の義務化とは？

登記簿上の所有者は、氏名や住所等を変更した日から **2年以内に変更登記**を申請することが義務化されます。正当な理由がないにもかかわらず、変更登記の申請を怠った場合は、**5万円以下の過料**の対象となります。
※詳しくは、最寄りの法務局へお問い合わせください。

居住用財産・空き家の譲渡所得 3000万円特別控除

- ◎ 活用予定のない家屋については、決められた期間内に売却等の処分をすることで、譲渡所得の特別控除を受けることができます。事案が発生した場合には、早目にご検討ください。

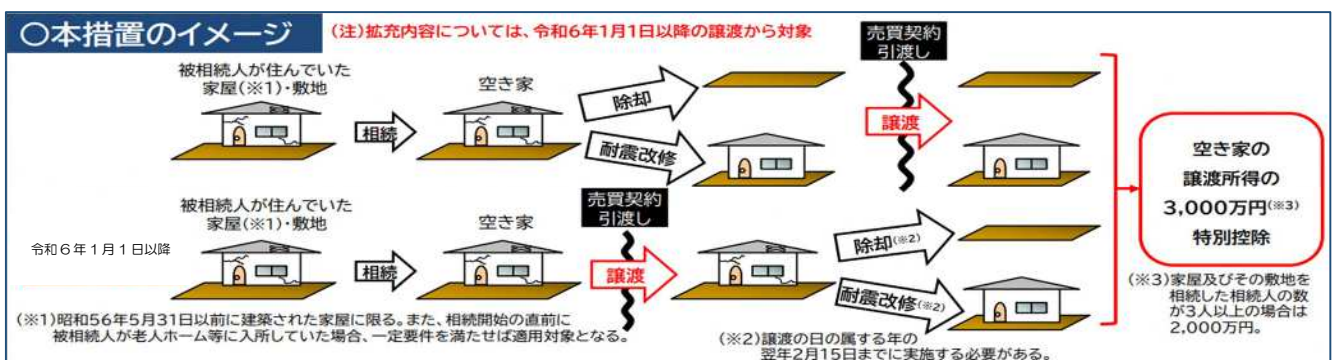
居住用財産の譲渡所得 3000万円特別控除とは？

土地・家屋の名義人が住んでいる場合や、**住まなくなった日から3年後の年末まで**に当該土地・家屋を売却した場合などにおいて、譲渡所得から3000万円が控除されます。

空き家の譲渡所得 3000万円特別控除とは？

相続した日から3年後の年末までに、相続人が耐震性のある空き家を譲渡した場合、又は空き家を取り壊し後、土地を売却した場合などにおいて、譲渡所得から3000万円が控除されます。

また、令和6年1月1日以降の譲渡については空き家を譲渡後、譲渡した日の属する年の翌年2月15日までに空き家の耐震改修又は取り壊しを行った場合などにおいても譲渡所得から3000万円が控除されます。
※相続人の数が3人以上の場合は1人当たり2,000万円が控除されます



出典：国土交通省 HP 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除） 制度の概要（令和6年1月1日～）より

<お知らせ>

相続等に関する登記についてのご相談

○埼玉司法書士会

相続登記など登記相談は完全予約制にて、埼玉司法書士会総合相談センターにて実施しています。詳細は、埼玉司法書士会ホームページを御覧ください。

予約の受付は、平日午前10時から午後4時までです。

予約専用番号 048 (838) 7472

埼玉司法書士会

検索



○埼玉土地家屋調査士会

境界トラブルの有料相談を境界問題相談センター埼玉にて実施しています。

電話番号 048 (837) 1533

埼玉土地家屋調査士会

検索



○さいたま地方法務局

不動産登記の申請書様式については、法務局ホームページに掲載しております。

相続登記など登記相談は予約制にて、各登記所で実施しています。予約の受付は、各登記所で行っていますが、詳細は、さいたま地方法務局ホームページを御覧ください。(御覧になれない場合には、管轄登記所及びその電話番号を案内します。)

電話番号 048 (851) 1000 (※音声ガイダンス「1」)

さいたま地方法務局

検索



※掲載内容については法務局ホームページから一部抜粋しています。

空き家についてのご相談

○本庄市営繕住宅課

営繕住宅課では、空き家の適正な管理についてご相談を受け付けております。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

電話番号 0495 (25) 1141

▼市 HP はこちら



メモ